

## 平成 23 年 3 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 12 号

平成 23 年 3 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 23 年 2 月 23 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、 期 日 平成 23 年 3 月 3 日（木）
- 2、 場 所 土庄町役場 議 場

平成 23 年 3 月 3 日（木曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（太田和博君）

おはようございます。

何かとお忙しい中、3 月議会を開催いたしましたところ、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、表彰状及び記念品の伝達を行いたいと思います。去る 2 月 16 日、第 62 回香川県町村議会議長会定例総会におきまして、全国町村議会議長会会長から、議員 15 年以上在職自治功労者として川口功議員が表彰を受けられました。これより表彰状及び記念品の伝達を行いたいと思います。

（議長から川口功議員に表彰状及び記念品の伝達）

○議長（太田和博君）

表彰を受けられました川口功議員、誠におめでとうございます。皆さまとともに喜びを申し上げたいと思います。以上で表彰状及び記念品の伝達を終わります。

○議長（太田和博君）

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のご挨拶がございます。

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

皆さんおはようございます。本日、平成 23 年 3 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国の新年度予算案が衆議院本会議を通過し、現在参議院にて審議中ですが、わが町におきましても私が掲げる 5 つの柱に基づき、平成 23 年度予算案を編成し、本日上程しております。詳細につきましては、施政方針で述べさせていただきます。本日提案の議案につきましては、平成 22 年度土庄町一般会計補正予算をはじめ補正予算関係が 7 件、平成 23 年度の各会計当初予算関係が 12 件、辺地に係る総合整備計画が 1 件、条例関係が 9 件、道路線の認定及び廃止が 2 件、工事請負契約の変更が 1 件、人事案件が 1 件の合計 33 件でございます。本 3 月議会は、平成 23 年度のわが町における基本方針をご審議いただく定例会でもあります。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上よろしくお願いたします。

## 議会運営委員長報告

○議長（太田和博君）

去る 2 月 23 日、議会運営委員会を開催いたしまして、今期議会の運営等についてご協議をお願いをいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（太田和博君）

議会運営委員長 柳生好彦君。

○議会運営委員長（柳生好彦君）

おはようございます。それではただいまより議会運営委員会からのご報告申し上げます。本委員会は、2 月 23 日委員会室において今期 3 月議会定例会の会期、日程等につきまして協議をいたしました。

まず会期でございますが、本日より 16 日までの 14 日間とし、本会議の開催日は本日と、4 日、14 日、16 日の 4 日間を予定しております。各委員会に付託する予定の議案の審査日は、あらかじめ配布いたしました日程表を参考にさせていただきます。

次に会議の進め方でございますが、本日は冒頭に各委員長から閉会中の継続調査結果について報告をいただき、その後これに対する質疑を行います。

続きまして、町長より平成 23 年度施政方針大綱、平成 22 年度補正予算、条例関係、平成 23 年度当初予算の各議案を一括して提案、説明を受けます。その後、人事案件であります同意第 1 号、土庄町教育委員会委員の任命について質疑採決をお願いし、散会する予定でございます。

4 日の本会議では、まず初めに、補正予算に関する議案第 1 号から第 7 号まで

と議案第 32 号を質疑、討論、採決を行います。その後、平成 23 年度施政方針大綱に対し、質疑、続いて条例関係及び平成 23 年度当初予算に関する議案の質疑を行います。質疑が終わりますと、全議案を各委員会へ付託、審査をお願いし、散会といたします。

14 日の本会議は、一般質問を予定しております。一般質問の通告期限は、明日 4 日正午を締め切りとしております。質問は提出順にさせていただき予定でございますので、よろしくお願いいたします。

最終日 16 日は、各委員長より付託議案の審査結果報告を受け、これに対し、質疑、討論、採決を行います。次に、議員提案であります発議として、意見書を 1 件、採択する予定としております。最後に、各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申出を採択し、今期 3 月議会定例会を終了する予定でございます。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

## 平成23年3月3日(木曜日)午前9時30分開議

### 1、出席議員

1番(川本貴也君)	2番(泊満夫君)	3番(山本良熙君)
4番(上川正衛君)	5番(井上正清君)	6番(川口幸路君)
7番(丹生則幸君)	8番(藤本誠助君)	9番(柳生好彦君)
10番(川口功君)	11番(山口保範君)	12番(山本彰治君)
13番(三枝邦彦君)	14番(太田和博君)	

### 2、欠席議員 なし

### 3、欠員 なし

## 地方自治法第121条による出席者

町長(岡田好平)	副町長(千葉三郎)
教育長(藤本義則)	参事兼住民環境課長(藤本正則)
参事兼商工観光課長(藤本徹)	総務課長(堀川隆)
企画課長(山崎勝美)	出納室課長(木下公明)
税務課長(坂本正樹)	人権対策課長(宮原隆昌)
福祉課長(難波正樹)	健康増進課長(田口隆司)
農林水産課長(日下一水)	建設課長(杉本正則)
教育総務課長(桑英彦)	生涯学習課長(三木俊明)
病院事務長(市村克美)	水道課長(前田満照)
総務課課長補佐(三枝正武)	

## 議会事務局職員

議会事務局長(堂山完二)	書記(中村友幸)
--------------	----------

## 議事日程 第1号

別紙のとおり

平成23年3月土庄町議会定例会

議事日程（第1号）

（平成23年3月3日招集）

平成23年3月3日（木曜日）午前9時30分 開議

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告  
（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、水道事業調査特別委員会）
- 第 4 平成23年度施政方針大綱について
- 第 5 議案第 1号 平成22年度土庄町一般会計補正予算（第7号）
- 第 6 議案第 2号 平成22年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第 3号 平成22年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 4号 平成22年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 9 議案第 5号 平成22年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第 6号 平成22年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 7号 平成22年度土庄町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 8号 平成23年度土庄町一般会計予算
- 第13 議案第 9号 平成23年度土庄町簡易水道事業特別会計予算
- 第14 議案第10号 平成23年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第15 議案第11号 平成23年度土庄町港湾整備事業特別会計予算

- 日 程 第16 議案第12号 平成23年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第17 議案第13号 平成23年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第18 議案第14号 平成23年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第19 議案第15号 平成23年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第20 議案第16号 平成23年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第21 議案第17号 平成23年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第22 議案第18号 平成23年度土庄町水道事業会計予算
- 第23 議案第19号 平成23年度土庄町病院事業会計予算
- 第24 議案第20号 土庄町辺地に係る総合整備計画について
- 第25 議案第21号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第22号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第23号 土庄町福祉バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第24号 土庄町乳幼児に対する医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第25号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第26号 土庄町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第27号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第28号 土庄町自家用自動車有償運送に関する条例
- 第33 議案第29号 土庄町電動レンタサイクル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第34 議案第30号 土庄町道路線の認定について
- 第35 議案第31号 土庄町道路線の廃止について

- 日 程 第 3 6 議案第 3 2 号 工事請負契約の変更について  
第 3 7 同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命について

## 開会、開議

○議長（太田和博君）

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、今期議会は、本日から3月16日までの14日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議が出来ますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

只今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年3月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

## 諸般の報告

○議長（太田和博君）

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員より、監査の報告を受けております。お手元に報告の写しを印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

## 会議録署名議員の指名

○議長（太田和博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において13番 三枝邦彦君、1番 川本貴也君を指名いたします。

## 会期の決定

○議長（太田和博君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、3月3日から3月16日までの14日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月16日までの14日間と決しました。

## 閉会中の継続調査結果報告

○議長（太田和博君）

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（太田和博君）

総務建設常任委員長 井上正清君。

○総務建設常任委員長（井上正清君）

おはようございます。平成23年2月18日に、閉会中の総務建設常任委員会を開催いたしましたので、順次報告いたします。

まず、企画課から現在策定中の土庄町行財政改革大綱案について説明がありました。

このたびの次期計画においては、特に国からは新たな指針等の通知は出しておらず、町の自主性に委ねられています。今回策定するにあたって、昨年7月に庁内での行政調査研究班を設置し、策定中であります。期間については、平成22年度から26年度までの5年間になっています。

内容については、まず、人口構造の変化ですが、平成47年には1万人を割り、9,515人と推計されております。高齢化率は実に50%となります。

次に財政の状況は、21年度には地域活性化・臨時交付金等の国の施策が打ち出され、臨時的に財政状況の改善がみられましたが、あくまでも一時的なものに過ぎず、経常収支比率は依然として硬直したままであり、今後もさらなる健全財政に向け、なお一層の改善をすすめる必要があります。

職員数の状況は、定員管理計画に基づいた目標定員の削減数より大幅な減少となりました。大きな要因は、団塊世代の大量退職や早期退職者の増加及び職員の採用を抑制したことによるものであります。

また、新たな広域連携の在り方として、高松市と土庄町において、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定が締結され、各政策分野において、お互いに連携・協力して実施することにより、これからの地域主権時代を見据えた地方圏域の活性化を図ることが求められます。

行財政改革の基本的な方向性としての6つの項目は、1人の改革、2組織の改革、3事務事業の改革、4行政運営の改革、5財政運営の改革、6住民との協働関係の再構築であり、行政調査研究班において実施計画をまとめるため、鋭意

協議、検討しているとの説明でした。

委員からは、町長がよく言う協働のまちづくり、特に住民の力、職員の力を引き出すのが非常に大事であると思う。住民と職員がお互いに知恵を出し合い、進めていただきたいという意見がありました。

次に、土庄町景観計画の策定について説明がありました。

会議の経過ですが、職員で構成する庁内検討会議を2回開催。外部委員等で構成する策定検討委員会も2回開催しています。その中で、自治会へも説明した方が良いという意見があり、臨時の町自治会連絡協議会を開催し、自治会長にも説明をし、意見をいただいております。

景観計画は、土庄らしい景観づくりを総合的かつ計画的に推進するための指針を示し、町民・事業者・行政の協働により、土庄町固有の景観を守り・育て・伝えていくためのものです。

また、4つのメリットがあります。1 子どもたちなどに伝える資料、自分たちの地域を学ぶ資料、地域をPRする資料として活用、2 文化財に指定されていない資源を守る、3 大規模な開発や建物の建築などに対する最低限のルールを町が決定できる、4 特に重要な地区について、重点地区として位置づけ、景観づくりのモデルとして取り組むことが可能となります。

景観計画の目的は、観光振興における経済効果や地域間交流の促進に寄与するもので、土庄らしい景観づくりを目指します。

景観の概要は、県のガイドラインにより、1 自然の景観、2 歴史的な景観、3 都市・集落の景観、4 文化的な景観として区分されています。

地区別の景観まちづくりの課題として、7地区に分けて地区ごとに記載しています。各地区の村里づくり協議会や自治会等の意見を網羅しております。

景観計画の区域と方針ですが、行政区域全域を景観計画区域とします。第5次土庄町総合計画を基本として、景観まちづくりの目標を『港の賑わいと豊かな自然、歴史、文化を育み、ともに輝き、創る「とのしょう」景観まちづくり』としました。

景観まちづくりの推進方策の中で、行為の制限に関する事項の届出対象行為等については、現在検討しております。以上で説明が終わりました。

委員からは、各自治会から景観が非常に悪い場所などの意見はなかったか、に対しこの計画は、既存の施設や既存の建物については一切制限が問われない。今後将来に向けて規制をしてくださいというルール作りが今回の目的であり、大まかな計画と方向付けになるという説明でした。

次に、商工観光課からコールセンター事業の進捗状況について説明がありました。

コールセンターについては、前回の本委員会で、正式な文書で株式会社イシイから申込があったという報告がありました。その後、幹事会を開催し、株式会社イシイに対しまして、具体的な事業計画書等の提出を求め、計画書は提出されましたが、町として納得する書類の内容ではなかった。

次に、進出予定の福岡にありますテレマーケティングジャパンの担当者が来島し、事前に会社概要説明会を開きたいという要望があり、県の担当課に、小豆島でのコールセンターへの就職希望者がどれだけいるか事前調査をしても良いか、相談したところ、県としては、問題はなく、職業安定所に相談して進めたらどうかという返事がありました。職業安定所と相談したところ、少し問題があるということで、会社概要説明の事前チラシができた時点で、内容を確認検討したいという事になったという説明がありました。

委員からは、土庄町の産業振興ビジョンとして、跡地の有効活用をまとめたかどうかという意見が出ました。

また委員から、町として今後どうするのか、に対し、執行部より今現在、目の前に小学校の再編があり、他にも大きな事業がある。財政との関連の中で、いずれ決断する時期が来るという説明でした。

次に、瀬戸内国際子ども映画祭について説明がありました。

瀬戸内国際こども映画祭実行委員会では、瀬戸内海は世界的観光地となる可能性がある地域ということで、長期的な展望に立ちながら、まず 2011 年夏に、次世代を担う子どもたちに向けた、国際的な映画の祭典を開催することにいたしました。

また、木下恵介生誕 100 周年を迎えるあたり、小豆島を舞台にした名作二十四の瞳に続く、新たな感動を瀬戸内から世界に発信することを目的に、瀬戸内国際こども映画祭 2011 を 8 月 20 日土曜日から 8 月 28 日日曜日に、小豆島、直島、高松市にて開催いたします。この映画祭のメインイベントは、優れた映画脚本を募集し、入賞作品の映画製作に支援を行う事業として、エンジェルロード脚本賞を発表します。そして、子どもが楽しめる映画など約 10 本を特別上映。国内外からゲストや国際的なアーティストを招き、こどもシンポジウム、音楽祭などのイベントを実施致します。また、島を満喫する関連イベントを多数企画し、島の子どもと都会の子どもたちとの交流を考えているという説明でした。

次に建設課から、土庄町都市計画審議会の審議の結果内容について報告がありました。

審議内容は、今回の都市計画臨港地区の変更については、土庄港及び土庄東港の 2 港であります。土庄港は、昭和 29 年に香川県が管理する地方港湾に指定

され、その後、大木戸地区の一部において臨港地区の指定を行い、平成 19 年には、新たに吉ヶ浦、大谷、湊崎、床鼻地区についても臨港地区に指定されています。今回、新たに追加を行う大木戸地区の臨港道路等の区域を、臨港地区に追加します。分区については、商港区を予定しているということです。

次に、土庄東港の変更については、昭和 38 年に香川県が管理する地方港湾に指定され、その後昭和 40 年に半の池において臨港地区の指定を行い、昭和 45 年には、その隣接地も臨港地区に追加されています。今回追加を行う箇所は、王子前における係船岸、半の池における臨港道路を新たに臨港地区に追加します。これらはすべて官地であり、分区指定は行わない予定ということです。

審議委員から、土庄港の臨港道路の幅員構成とか、なぜ臨港地区に指定しなくてはいけないのか等質問があり、幅員構成については、車道は 3.5m×3.5m、歩道は 3.5m 及び 2.5m で 3.5m 部分は、植樹帯が付いている。なぜ指定するのかについては、指定されないと国に補助事業として認めてもらえないということで、審議委員会では原案の通り決定したという報告でした。

次に土庄港の現地視察にまいり、進捗状況の説明を受けました。

土庄港周辺整備事業について、まず、緑地部分ですが、計画の延長は約 59m、既設護岸からは約 17m 沖出しとなります。既設護岸の嵩上げ高さは 1.1m で、既設の防護柵の高さとなります。鋼管杭を 32 本の打設が完了し今後は、栈橋製作及び栈橋土留壁を施工していき、来年度の事業として、公園化を図っていきます。

次に、道路側ですが、吉ヶ浦 4 号線道路改良事業は、国道 436 号線との取合せ部分を施工しています。今後の計画としては、4 月より臨港道路の整備に取り掛かり道路の舗装が完了しますと、道路を切り替えします。また、西土庄港線に関しても、周辺の工事との調整をしつつ、水路の改良工事を計画しています。

道路部は 23 年 9 月末頃、緑地部は 23 年 12 月末頃には、施設利用が可能となる予定との説明があり、現地視察を終了しました。

以上で、閉会中の総務建設委員会で協議した事について、概略的に説明をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田和博君）

教育民生常任委員長 丹生則幸君。

○教育民生常任委員長（丹生則幸君）

皆さんおはようございます。それでは教育民生委員会から報告をさせていただきます。

まず教育総務課から、延長保育の試行状況について説明を受けました。

平成 22 年 1 月に、保護者を対象に、意識調査を実施した結果、午後 6 時 30 分までに迎えに來れない場合、自己負担をしても延長保育を希望する方は、34%、3 分の 1 の希望があり、午後 6 時 30 分から 1 時間という保育時間で、試験的に延長保育を愛の園保育所で、昨年 6 月 1 日から実施しています。

その利用状況は、1 人の方が 12 回、両親ともに急な残業のためという理由で利用しています。実施期間中、今まで延長保育に関する問い合わせはなく、来年度入所希望児童の保護者からの問い合わせもありません。

今後の取り組みとしては、保護者の希望によりニーズに合わせて、午前 7 時 30 分から午後 6 時ごろまで自主的に受け入れをしている。また、保護者の都合で午前 7 時過ぎ、午後 6 時以降も預かっている。という事で今後は、突発的な事情等については、自主的なサービスの一環として、全保育所でも個別に対応していきたいという説明でした。

また、小学校の建設検討協議会でも幼児教育に伴う施設を今後どう整備すべきか諮問しています。小学校再編後の小学校跡地問題とも絡み、土庄町も利用者のニーズに合った体制を考えて行きたいという説明でした。

委員会としては、今後は各園の自主的なサービスで対応していただくということで様子を見ながら、幼保一元化や再編等の中で、改めて考えていくということでした。

次に生涯学習課から、社会教育施設等の使用料見直しと減免規定の精査・改定についての説明がありました。

社会教育施設である中央公民館・地区公民館・総合福祉会館の使用状況については、使用団体数は合計 415 団体、内訳は通常団体 77・室料免除団体 146・全額免除団体 192 団体となっています。

使用規則等でうたう減免処置は、使用料すなわち部屋の使用料であり、冷暖房料・ガス使用料等は減免の対象ではなく、基本的には実費として全ての団体が負担するのが建前ではありますが、社会教育の見地並びに今までの経緯の中で運用になっています。

この中で室料免除団体の内、PTA 関連から全額免除の要望が強くあり、スポ少・子ども会を含め、今後の小学校統合に向けて学校施設がない地区が公民館を使用する場合、考慮すべきではないかと考えています。

使用料については、平成 21 年 3 月に改正しており、周辺町と比較しても高めに設定されており、値上げは見送りたいと考えています。社会教育の大きな柱である、子ども教育・成人教育・婦人教育・老人教育の使用について不公平感のない運用をしていきたいという説明でした。

次に社会体育施設では、特にスポーツ少年団主催の町大会・郡大会のフレト

ピア・高見山グラウンドの使用については、今後の小学校統合に向けて、再考しなければならないという説明でした。

委員からは、スポーツ少年団の町・郡大会の取り扱いはどうなっているのか、に対し、執行部より町が後援しておれば、全額免除しているが、野球の郡大会に限り、グラウンドの管理等の関係から、2分の1の使用料をもらっているのが現状です。

また委員から、各種団体での冷暖房料の免除の運用が曖昧であるが、に対し執行部より、子ども会やPTA等の取り扱いを不公平感のないよう再度検討したいという説明でした。

本委員会からは、再度検討し、3月の委員会で報告するよう要望しました。

次に、住民環境課から2点の報告がありました。まず1点目、小江地区ごみ最終処分場操業延長について、1月29日の小江地区自治会総会で操業延長について、10か年の延長が承認されました。内容的には、10か年で1億1千万円の地域振興事業で、ほとんどが環境整備的なものに投資されることになる予定との報告でした。

2点目、新しいし尿処理場・新ごみ最終処分場の予定地については、灘山地区採石場を候補地として考えています。将来的なこともあり、今後の施設候補地として町内各地を物色した結果、最適地ではないかと判断しています。

ここでは、し尿処理場とごみ最終処分場の併合施設を考えており、県道脇にし尿処理場建物をその南側に燃えないごみを埋め立てる予定で、規模的には候補地の全体面積は約7万数㎡ぐらいあるので、30年から50年ぐらい使えるのではないかと、考えています。

小江地区が10か年といいましても、災害等で増える場合がありますので、8年ぐらいに縮まるかもしれない。計画等で5年ぐらいはかかる見込みから考えると、後3年ぐらいしかない。という事で、両施設を同時に計画していきたいという説明でした。

全ての条件面を視野に入れ検討した中では、搬送面でのコストというハンディはあるものの、広さといい集落からの隔離状態もよく、最適であるということで、地権者、地元自治会、漁協など関係団体にもお願いに参っているという説明でありました。

委員から特段な質問もなく、住民環境課の報告は終了しました。

次に人権対策課から、小海浜住宅建替事業の進捗状況について説明がありました。小海浜住宅は、土庄町の改良住宅の中では一番古く、昭和46年から48年にかけて16戸建設され、約40年経過しており、老朽化も激しいため、平成15年度に策定した土庄町営住宅ストック総合活用計画により、高齢者や身障者

も安心して暮らせる住宅として、平成 18 年度から建替事業に着手しました。

また、建て替えに伴い、住宅の入居者だけでなく、小海地区の自治会長をはじめ、自治会役員等が参加した小海地区人権のまちづくり推進協議会を設立し、住宅の建替事業だけでなく、小海地区全体の問題点やまちおこしを協議してまいりました。19 年度には、策定した基本設計にもとづき、現在の小海浜住宅の海側にある小海の自治会の土地 1,306 m<sup>2</sup>を購入し、入居者が仮移転することなく、建替事業を実施しています。

小海浜住宅の特色は、2 階建て鉄筋コンクリート壁式構造として、各住宅の面積や間取りは、家族構成や高齢者等に配慮し、5 タイプに分かれています。

20 年度に第 1 期工事として 6 戸、21 年度に第 2 期工事として 4 戸、現在第 3 期工事で 6 戸建設中です。23 年 9 月完成後、7 戸の古い住宅を解体。その後、周辺道路や公園の整備を行う予定との説明で終了し、現地視察にまいりました。

以上で、閉会中の教育民生常任委員会の概要について、報告を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（太田和博君）

水道事業調査特別委員長 山口保範君。

○水道事業調査特別委員長（山口保範君）

おはようございます。

本委員会は、2 月 18 日、閉会中の水道事業調査特別委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

肥土山浄水場更新計画の変更部分について、また実施設計に向けての協議をいたしました。

特に、昨年の 10 月ごろから藻臭について、水道水がにおうと言う苦情が多数あり、原因を調査しました。殿川ダムの水質検査をしたところ、においの原因となるジェオスミンの数値が、基準値を大幅に超えていました。原因は夏期の異常高温が長期間続き、しかも降雨がないため、ダムの水が停滞し、藻が異常に発生したためとの説明でありました。

次に、更新計画の変更について説明がありました。変更部分は 4 か所あり、まず藻臭等の対策として、活性炭ろ過施設を設置したい。2 番目に浄水場より上側に 3,000m<sup>3</sup> の原水調整池を設置。3 番目に昨年、浄水場へ約 30 トンの大きな石が落下したため、重要施設を配置変えする。4 番目に浄水場内の農道、水路を山側へ、幅 3.0m の代替道路を新設したいという変更計画の説明がありました。

その後、活性炭ろ過設備について、職員が県外の施設を視察研修に行っており、その事も含めてスライドを交えて説明がありました。

昨年水道水の臭気対策は、粉末活性炭を投入する仮設的な設備であったので、今回の更新に上向流式生物接触ろ過設備の設置を検討したい。この設備は、特別なポンプ設備を使用せず、自然流下で上部より流入し、自然流下方式でろ過層を通水して、活性炭、生物で接触ろ過し、臭気を除去します。浄水場全体としては、凝集材、次亜鉛素酸ナトリウムの使用量が減少し、維持管理性の向上、および薬品費の削減が得られるという説明でありました。

活性炭ろ過施設の計画にあたり北九州市の本城浄水場、新見市の馬塚浄水場、高松市の御殿浄水場を視察に行きましたという報告でありました。

質疑に入りまして、委員からは、土地は確保できたのか、という質問に対しまして、執行部より土地については、税務署の方の協議がなければ収用法の適用にならないので、実施設計を委託してから、税務署と協議をしていきたい。用地については、内諾はいただいている。収用法の適用になってから交渉に入ろうと考えている。

また委員から、上向流式生物接触ろ過設備を選んだ理由は何か、に対しまして執行部より、生物処理の効果、維持費の低減化、水質改善など総合的に判断し、現在この設備が、最適であるとの説明でありました。

委員から、この施設ができれば見学者が増えると思うが、進入路とか駐車場はあるのか、に対しまして執行部より、管理道に狭い場所があり、道を広げるのは難しいので、バスは通れないという説明でありました。

続いて委員から、小豆島町はどんな方式ですか、に対しまして執行部より、こういう活性炭施設はありません。通常薬品沈殿地、砂ろ過だけという説明でありました。

委員から、23年度の予算はどうなっているのか、に対しまして執行部より、実施設計と調査ボーリングが必要。それと用地買収費を23年度の予算に計上しているとの説明でありました。

以上で、閉会中の水道事業調査特別委員会で協議した事につきまして、概略的に説明をさせていただきました。

○議長（太田和博君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（太田和博君）

これより総務建設委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（太田和博君）

ないようでございますので、総務建設委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（太田和博君）

教育民生委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（太田和博君）

ないようでございますので、教育民生委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（太田和博君）

水道事業調査特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長（太田和博君）

ないようでございますので、水道事業調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 施政方針大綱の説明

○議長（太田和博君）

日程第4、町長より平成23年度施政方針大綱の説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

本日、平成23年3月土庄町議会定例会におきまして、平成23年度の予算案をはじめ、各議案のご審議にあたりまして私の町政運営に取り組む所信の一端と新年度施策の大綱について申し述べ、議員各位並びに町民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年のわが国の経済は、リーマンショック後の経済危機を克服し、外需や政策の需要創出効果により持ち直してきておりますが、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、夏以降先行きの不透明感が強まりまして、雇用も依然

厳しい状況となっております。物価の動向を見ますと、緩やかなデフレ状態が続いており、消費者物価は、2年連続の下落となっておりますが、供給超過の縮小により下落幅は縮小しております。平成22年度の国内総生産の実質成長率は、前年度後半が外需や政策の需要創出、雇用下支え効果によりまして高い成長となったことから3年ぶりのプラス成長が見込まれております。

平成23年度のわが国の経済見通しは、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、政府による新成長戦略の本格実施を通して、雇用・所得環境の改善が民間需要に波及する動きが徐々に強まることから、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むことが見込まれております。物価につきましては、消費者物価上昇率は、供給超過の縮小などにより現状維持を保つと見込まれております。完全失業率は、雇用者数の増加から低下すると見込まれ、平成23年度の国内総生産の実質成長率は、1.5%程度、名目成長率は1.0%程度とそれぞれ2年連続プラス成長が見込まれております。

平成23年度の地方財政の見通しにつきましては、歳出規模82兆5,200億円で0.5%の増額となっております。歳入面におきまして、地方税は、地方税制改正により2.8%の増、地方特例交付金は、自動車取得税の減少による減収補てん特例交付金の増によりまして1.2%増、地方交付税は、地方の財源不足の状況をふまえた別枠加算等により2.8%増、地方債は、臨時財政対策債の減等により、13.6%の減となっております。一般財源総額は、59兆5,000億円で0.1%の増額となっております。

こうした中、わが町の状況はどうかと申しますと、少子高齢化が進んでおり、町税の増収は見込めず、ねじれ国会の影響もあり、交付金、交付税等も不透明な状況であります。歳出面におきまして、介護、医療、福祉などの社会保障費の増加、統合による小学校建設費及び生活関連施設の更新が見込まれております。そのために町財政の運営は、大変厳しい状況が続くことが予想されております。

平成23年度の予算編成方針として、わが町においては、依然として厳しい財政事情のもと、国の動向を見極めながら所要財源の確保に努め、歳出全般にわたり支出の抑制を要請しました。経常的経費は、ゼロシーリングとし、政策的経費につきましては、昨年度導入いたしました事業別予算の事業を再度精査し、創意と工夫を凝らし、事務事業の見直しとコスト削減に努めることを旨といたしました。

平成23年度当初予算の規模を申し上げますと、一般会計65億8,000万円、特別会計39億9,450万円、企業会計24億3,300万6千円で予算規模の総額は、130億750万6千円とし、前年度に比べ一般会計は、0.7%の減、特別会計は、

1.2%の増、企業会計は、3.7%増となっております。

まず、歳入につきまして主な内容を申し上げます。

町税は、生産年齢人口の減少もありますが、税制改正などにより、0.1%の増額となっております。地方消費税交付金等の地方交付金は、7.1%の増加、地方交付税は、地域活性化・雇用対策費の充実により、2.4%の増加となっております。国庫支出金、県支出金は、大型公共事業が完了した事によりまして、それぞれ13.5%、16.5%の大幅な減少となっております。臨時財政対策債は、減少しておりますが、辺地・過疎対策債の増加により町債は、1.3%増加しております。

次に歳出につきまして、私が掲げております、見える町政、創ろう地域ブランドを指針に、地域振興、安全・安心、子育てしやすい環境づくり、共に生きる社会づくり、行政の効率化の5つの項目を設けておりますので、順を追って主な内容をご説明申し上げます。

まず、地域振興に関しましては、住んでよく、訪れてよかったと思えるまちづくりを推進してまいります。

まちの玄関口である土庄港周辺の整備事業として、西土庄港線整備事業、土庄港港湾整備事業は、本年度で完了し、利用者の利便性の向上、環境との調和や景観対策を図ってまいります。また、二十四の瞳平和の群像の補修を行い土庄港周辺のイメージアップを図ってまいります。

本年度は国際イベントとして高松市、直島、小豆島を会場とした瀬戸内国際こども映画祭を8月に実施し、子どもたちが未来に大きな夢を抱くことを応援するとともに、瀬戸内圏から映画を通じて平和と希望を世界に向けて発信し、文化芸術の振興、地域活性化を図ってまいります。

昨年実施いたしました小豆島石のシンポジウムの成果を継承・発展させるため、大阪城を中心とする瀬戸内海の採石地跡及び島々の地形を含めた一帯を歴史遺産として審査・評価してもらえよう方向を目指して石の歴史遺産調査事業を行い、景観や地域文化の情報を発信いたします。

平成22年国勢調査において、人口減少率が、7.84%と香川県内で最も高くなっております。人口の減少に歯止めをかけ、有用な人材確保を図り、移住交流を推進するため移住促進支度金制度を新しく定め、移住促進を支援してまいります。

環境整備事業として、すばらしい島の豊かな自然を残すために国立公園園地維持管理事業、高見山生活環境保全林整備事業を引き続き行ってまいります。刈崎都市下水路整備事業、合併処理浄化槽設置補助の拡大、農業集落排水事業を継続して実施し、瀬戸内海の水質の浄化に取り組んでまいります。また、地球温暖化を防止するために、循環型社会の構築に向け、ごみの減量と再資源化

の推進の分別収集、バイオディーゼル燃料試行事業、豊島地域におきましては、電動レンタサイクル事業を引き続き実施し、観光客の自動車利用の抑制を図ってまいります。

里山や雑木林の再生保全活動に取り組んでいる瀬戸内海の島々や沿岸市町の団体を中心にオリーブの苗木を贈呈し、オリーブの植樹育成活動を進め、自然あふれる緑豊かな瀬戸内海の里山再生を行うためのオリーブプランティングプロジェクトを推進してまいります。

地域の方々と協議を行い、重岩周辺の環境整備を支援し、第二のエンジェルロードを発掘し、観光交流人口の拡大を図ってまいります。

商工業振興、雇用の安定化のため、香川県の基金を利用して緊急雇用創出事業や融資預託金事業を引き続き行ってまいります。また、雇用の創造と地域の活性化を図るため、コールセンター企業の誘致に向けて継続して協議をしてまいります。

うるおいと安らぎのある農業振興に向け、イノシシなどの有害鳥獣被害防止対策事業、耕作放棄地の発生を防ぎ、農地の維持を図るための棚田地域等保全活動支援事業、中山間直接支払事業、及び土地改良事業を実施してまいります。また、食プロジェクトを引き続き実施し、豊島地域の棚田復元を行い、後継者育成を図ってまいります。

オリーブの搾りかすを飼料に肥育することによりオリーブに含まれる成分で肉が柔らかく変色しにくくなるなどの効果を検証するため、小豆島オリーブ牛研究会に補助を行い、香川県と協力し、オリーブの付加価値をつけたオリーブ牛のブランド力をアップさせ生産拡大を図ってまいります。

豊かな緑と水を育む森林作りを目指して、緑のダム整備事業、松くい虫防止事業、森林整備・林業再生事業、有害鳥獣対策事業を実施してまいります。

町民や地元団体の活動が、まちづくりの原動力であります。土庄町ならではの自然、歴史、文化を生かし、地域の活力を高めることができるよう、引き続き地域活性化支援事業を行い、地域コミュニティの輪を広げてまいります。

地域公共交通のあり方を小豆島町と二町で検討し、総合連携計画を作成いたしました。計画実施のため、小豆島地域交通協議会に補助を行い、地域公共交通の維持・確保を支援してまいります。豊島地区におきましては、公共交通空白地帯の解消のため、シャトルバス実証運行事業を実施いたします。また、高齢者の運転免許証の自主返納を促し、交通事故防止と公共交通の利用促進を推進してまいります。

海上交通は、町民の交通手段、生活物資の輸送手段及び観光交流の手段として重要な役割をはたしております。高速道路料金の引き下げにより、観光客の

フェリー利用者が減少しており、香川県や周辺市町なども含め、航路維持対策の検討を行い、国に要望してまいります。

次に安全・安心については、誰もが安全で安心して暮らせる環境を整えてまいります。

住民の方々から要望が多い道路の改良工事、舗装工事、及び生活排水施設整備工事などの生活関連施設整備事業をはじめ、災害防止のため、急傾斜崩壊防止事業、自然災害防止事業及び水路局部改良事業を実施いたします。

港湾機能の維持・充実を図る馬越港港整備事業も引き続き整備を行ってまいります。

災害に強いまちづくりを推進するため、住まいの耐震診断、耐震改修を行う方に支援をしてまいります。

学校跡地利用を検討しておりました旧大鐸小学校校舎を公民館・コミュニティ施設として利用するための耐震化改修を実施いたします。また、旧大部小学校跡地についても、大部公民館の建設を行い、地域の防災拠点及びコミュニティ施設として整備をいたします。

土庄東港には、救急患者、災害時の搬送、輸送などを迅速、安全に行うための防災ヘリコプター臨時離着場を整備いたします。また、瀬戸・高松広域定住自立圏事業により、土庄町の病院から高松市内病院への重症患者搬送につきまして、高松市の救急艇利用を実施してまいります。

土砂災害ハザードマップを土砂災害防止法による指定がなされた区域から作成し、土砂災害警戒区域の周知を行い、土砂災害時の被害の軽減を図ってまいります。また、災害時に対する総合防災訓練については、継続的に実施してまいります。地震や高潮等の大災害時においては、行政での対応が難しく、防災力の向上を図るよう自主防災組織活動への支援を行ってまいります。

簡易水道事業特別会計、水道事業会計においては、安全な水を安定的に供給するため、計画的に老朽管の敷設替えや新設により漏水等を防止するとともに、かねてから懸案でありました老朽化が進行している肥土山浄水場の更新について、用地の確保、及び実施設計を行い、平成 24 年度に一部供用開始を目指してまいります。

次に子育てしやすい環境づくりでは、若い世代が、土庄町に住み続け、子育てしてもらえようようにすることが、豊かで賑わいのある町づくりにつながってまいります。

少子化対策につきましては、不妊治療費に対する助成、妊婦健診の助成、エンゼル祝い金及びすこやか手当事業を引き続き実施してまいります。また、子育て世帯の経済的負担の軽減及び乳幼児の健康と健やかな育成を図るための乳

幼児医療費の助成は、小学校就学前までと範囲を拡大し、実施してまいります。

また、出会いの場がないという人に出会いの場を提供し、結婚、出産、子育てを期待した独身男女の出会いの場提供事業を支援してまいります。

国が進める子ども手当支給事業は、中学校卒業までの子どもの保護者に対して支給してまいります。

学校教育関係についてですが、統合小学校建設に向けて地権者との用地交渉を引き続き行うとともに実施設計を行い、平成 26 年度開校に向け取り組んでまいりたいと考えております。

外国語指導助手を配置し、子どもたちに英語学習の興味づけコミュニケーション能力の育成を図り、言語や文化に対する関心を持ってもらうよう配慮いたします。

学校支援ボランティア事業は、地域全体で学校教育を支援し、青少年の健全育成や地域の教育力の向上を推進してまいります。また、放課後の子どもの居場所づくりとして放課後子ども教室事業を引き続き実施し、児童が主体的に活動できる居場所づくり、地域の子どもたちの拠点づくりに取り組んでまいります。

子どもたちのスポーツを通じての健全な育成に向け、土庄町杯西日本中学生剣道大会、小豆島フレトピアカップ少年少女バレーボール大会を支援してまいります。

子育て支援センター事業では、親子交流、育児不安に対する相談、子育て講座の開催などを行い、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長に配慮してまいります。また、病児・病後児保育については、子どもが病気の際、一時的に預かることで安心して子育てができる環境に配慮いたしてまいります。

次に共に生きる社会づくりとして、障がいをもつ人や高齢者をはじめ誰もが住みなれた地域で、自立でき安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指し、第 2 次地域福祉計画策定に取り組んでまいります。

障がい者支援では、第 3 期障害福祉計画策定に取り組み、障がいの内容やニーズに応じたきめ細かで一貫したサービス提供を目指してまいります。また、従来から町単独で実施しております児童障害福祉年金の支給や心身障害者扶養共済掛金の助成などのサービスを引き続き実施いたしてまいります。

介護保険事業特別会計においては、第 4 期までの高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を見直し、新たな計画を策定し、高齢者福祉の充実を図ってまいります。また、二次予防事業対象者が要介護状態へ移行することを予防する

ため、介護予防に関する活動の普及啓発や地域における介護サポーターの育成を支援してまいります。

福祉サービス事業会計では、住民のニーズに応じた障がい者、高齢者の自宅訪問による介護支援サービスや入浴サービスを行ってまいります。

次に保健医療に関しましては、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、病院事業会計と連携し、疾病の早期発見のためのがん検診等の検診事業、健康維持のための健康増進事業、また、新型インフルエンザ等に代表される伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するための予防接種事業や子宮頸がん等の新たなワクチンによる予防接種を実施し、将来的な疾病軽減を図るための支援を拡大してまいります。

豊島地区、大部地区においては、土庄中央病院のへき地巡回診療を引き続き行ってまいります。また、歯科の無医地区である豊島地区では、香川県歯科医師会の協力により歯科医療の充実のため、離島歯科巡回診療事業を継続してまいります。

修学資金貸付事業も引き続き実施し、医療分野の人材の確保に努めてまいります。

土庄中央病院は、町の地域医療の中核施設としてその役割を担っていかねばならないと考えております。高度先進医療を提供できるよう医療情報の確保や医療設備の整備を進めるとともに、香川県や医大などの関係機関と連携を図り、人材確保と資質向上に努めてまいります。また、医療サービスにおける費用と収益の視点に立って経費の増加を抑制し、医療収益の健全化に努めてまいります。

最後に行政の効率化といたしまして、歳入の確保と行政のスリム化・効率化を推進してまいります。

土庄町総合計画策定委員会を設置し、第6次土庄町総合計画策定に向け、住民意識調査を行い、基本構想策定に取り組んでまいります。

行政のスリム化・効率化では、債権管理の一元化を行い、税等の徴収体制を強化してまいります。公共サービスの民営化につきましては、し尿収集の民間委託を拡大してまいります。

職員の資質向上のための研修会の開催及び参加を行ってまいります。また、香川県との相互理解及び連携強化並びに職員の意識改革を図るため、香川県へ職員の派遣も引き続き行ってまいります。

行政サービスの向上、事務の迅速化に対応するための地域情報化事業、総合行政ネットワーク事業を継続し実施いたします。また、小豆島町と協議を行い、島内の光ファイバー網整備について検討してまいります。

町政運営の基本的な考え方と施策の一端を申し上げましたところですが、もとより町政は住民の皆さまの信頼の上に成り立っているものであります。今後とも、住民本位の行政を基本として、健全な財政の堅持に努め、活力ある元気なまちに発展させていく所存であります。

以上で私の町政運営の基本姿勢と本日提案いたしました平成23年度予算案の概要を申し述べましたが、議員の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

## 休憩

○議長（太田和博君）  
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 35 分  
再 開 午前 10 時 45 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（太田和博君）  
再開いたします。

## 議案の上程、提案理由の説明

○議長（太田和博君）

日程第5、議案第1号、平成22年度土庄町一般会計補正予算第7号の件から日程第37、同意第1号、土庄町教育委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（太田和博君）

総務課長 堀川 隆君。

○総務課長（堀川 隆君）

おはようございます。

それでは、今期議会に提案しました平成22年度各会計補正予算、条例議案等、そして、平成23年度各会計当初予算議案につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、順次ご説明をさせていただきます。

まず、補正予算関係議案であります。

議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、平成22年度土庄町一般会計補正予算第7号であります。

第1条歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5,937万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億5,145万5千円とするものでございます。

第2項といたしまして、補正後の各款項毎の金額は、次の2ページから7ページにあります第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として、8ページの第2表繰越明許費にありますように、地域活性化交付金・きめ細かな交付金事業11件、地域活性化交付金・住民生活に光をそそぐ交付金事業の図書等購入事業、地域活力基盤創造事業2件、港整備交付金事業2件、刈崎都市下水路整備事業及び小海浜住宅建替事業の計18件につきまして、それぞれ繰越すべき額を定めております。

第3条地方債の補正といたしまして、9ページにありますように、県営道路橋りょう整備事業負担金他2事業につきまして、それぞれの事業費の精算により、起債の限度額を変更するものでございます。

10ページから13ページにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

それでは、補正予算の内容につきまして、説明させていただきます。

今期の補正予算には、国の補正予算に係る地域活性化交付金・きめ細かな交

付金事業としまして、保育所・幼稚園の耐震診断事業など 11 事業、5,745 万 3 千円、住民生活に光をそそぐ交付金事業としまして、図書等購入事業に 2,050 万円を計上しております。

22 ページをお開きください。

歳出の方から申し上げますが、歳入につきましては、その都度、ご説明させていただきます。ほとんど精算ということになるかと思しますので、簡易なもの、少額なものについては、省略させていただきます。

2 款 1 項 1 目、一般管理費の一般管理事業の負担金 15 万 3 千円の減額につきましては、広域行政事務組合の負担金の確定によるものでございます。

5 目、財産管理費のきめ細かな交付金事業 90 万円につきましては、国の補正予算に係る地域活性化交付金事業で消防屯所及び教育施設等への地デジ対応テレビを 18 台購入するものでございます。財源は、全額国費になっております。

続きまして、6 目、企画費の企画一般事業 13 節委託料につきましては、大鐸線、四海線、西浦線の地域生活交通路線運行委託金 694 万 2 千円を計上しております。財源につきましては、県費で経費の 20 分の 9 の 2 分の 1 の補助率で 315 万 4 千円を計上しております。

次に 8 目、自治振興費の自治振興助成事業 200 万円につきましては、自主防災組織育成助成といたしまして、消火栓用ホース 72 本を購入する費用の助成でございます。財源につきましては、財団法人自治総合センターからの全額助成であります。

次に 11 目、高度情報化推進費の地域情報化事業 10 万円につきましては、平成 22 年度から各地区公民館の通信情報網を ADSL に変更したための電話料でございます。

次に 16 目、豊かなふるさとづくり基金費 1,132 万 7 千円につきましては、ふるさと納税寄附金に係る積立金でございます。内訳は、寄附分が 1,131 万 4 千円、利子分が 1 万 3 千円となっております。

次に 2 款 2 項 1 目、税務総務費の税務総務事業 18 万 4 千円の減額及び 2 目、賦課徴収費の賦課徴収事業 57 万 8 千円の減額につきましては、電算委託料の精算によるものでございます。

次に 24 ページ、2 款 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事業 公的個人認証サービス受付機器購入 55 万円の減額につきましては、県の準備が年度内に出来なかったためによるもので、新年度で、新たに予算計上しております。

次に 3 款 1 項 2 目、高齢者福祉費の老人ホーム入所措置事業 306 万 9 千円の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。財源としまして、老

人ホーム入所者負担金 40 万 4 千円を計上しております。28 節の繰出金につきましては、介護保険事業及び福祉サービス事業の両特別会計に係るものでございます。

次に 3 目、障害者福祉費の心身障害者等医療費支給事業 133 万 6 千円減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

次に 7 目、国民健康保険費及び 8 目、後期高齢者医療費の各特別会計への繰出金につきましては、特別会計の方で説明させていただきます。

次に 26 ページ、3 款 2 項 1 目、児童福祉総務費の乳幼児医療支給事業 87 万 7 千円につきましては、実績見込みによる増額であります。子ども手当支給事務事業 18 万 3 千円の減額につきましても、精算によるものでございます。

次に 2 目、児童措置費の子ども手当支給事業 2,106 万円の減額につきましても、事業の精算によるものでございます。併せて財源につきましても、国費、県費とも財源更正をしております。

次に 4 目、保育所費の保育所運営事業の賃金 250 万円の減額につきましては、臨時職員の募集に応募がなかったためでございます。次にきめ細かな交付金事業の 13 節委託料 844 万 4 千円につきましては、愛の園・双葉・瞳保育所と北浦・大鐸・大部幼児園の耐震診断事業委託料でございます。財源につきましては、全額国費でございます。

次に 28 ページ、5 目、子育て支援センター事業費のきめ細かな交付金事業の委託料 170 万円につきましては、子育て支援センター耐震診断事業委託料でございます。財源につきましては、全額国費でございます。

次に 6 目、病児・病後児保育対策費の病児・病後児保育事業 140 万円の増額につきましては、利用者の増加によるものでございます。財源につきましては、県費 3 分の 2 補助で 93 万 3 千円を計上しております。

次に 4 款 1 項 1 目、予防費の離島救急事業 30 万円につきましては、救急輸送患者の増加によるもので、財源は、県補助金 2 分の 1 でございます。次に疾病予防対策事業 39 万円は、前年度事業の精算による返還金でございます。

次に 30 ページ、2 項 2 目、塵芥処理費の塵芥処理事業 187 万 5 千円の減額につきましては、広域行政事務組合負担金の確定によるものでございます。

3 目、し尿処理費のきめ細かな交付金事業 591 万 4 千円につきましては、低公害糞尿車を 1 台購入するものでございます。財源につきましては、全額国費でございます。

次に 6 款 3 項 3 目、漁港建設費のきめ細かな交付金事業 1,350 万円につきましては、田井漁港の護岸等の整備をするものでございます。財源につきましては、全額国費でございます。

7 款 1 項 3 目、観光費のレンタサイクル事業 390 万円につきましては、平成 22 年度から豊島地区で運営しております、電動レンタサイクルの使用料を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、32 ページをお開きください。

8 款 2 項 2 目、道路新設改良費の町道新設改良事業 38 万 2 千円につきましては、県営道路橋りょう整備事業の精算による負担金の減額でございます。財源につきましては、町債を更正しております。

次に 4 項 1 目、港湾管理費のきめ細かな交付金事業 390 万円につきましては、土庄港ターミナル修繕工事を予定しております。財源につきましては、全額国費でございます。

次に 2 目、港湾建設費の港整備交付金事業 819 万 5 千円につきましては、馬越港建設工事の事業費の増額に伴うもので、財源につきましては、国が 40%、県が 24%の補助でございます。

次に県営港湾整備事業 78 万円の負担金の減額につきましては、県営港湾建設単県事業の精算によるものでございます。

次に 34 ページ、8 款 5 項 2 目、都市下水路管理費の都市下水路管理事業 23 万円につきましては、各ポンプ場の電気料の増額補正でございます。次にきめ細やかな交付金事業 1,000 万円につきましては、各ポンプ場の修繕工事を予定しております。財源につきましては、全額国費でございます。

次に 6 項 1 目、住宅管理費の一般住宅管理費 480 万 1 千円の減額につきましては、町営住宅火災報知器設置工事及び地上デジタル放送対応改修工事の精算による減額でございます。歳入につきましても、財源更正をしております。

次に 3 目、改良住宅建設費の小海浜住宅建替事業 119 万円につきましては、事業の精算による減額でございます。歳入につきましても、財源更正をしております。

9 款 1 項 1 目、常備消防費の常備消防事業 175 万 6 千円につきましては、広域行政事務組合負担金の確定による減額でございます。

続きまして 36 ページ、9 款 1 項 2 目、非常備消防費の非常備消防事業 21 万 3 千円につきましては、消防団の車両整備に伴う修繕料でございます。

次に 3 目、消防施設費の消防施設整備事業 36 万円につきましては、湊崎地区の水道管布設工事に伴う地上式消火栓を設置するためのものでございます。

続きまして、10 款 1 項 2 目、事務局費の ALT 事業 7 万 4 千円につきましては、外国語指導助手の報酬及び研修旅費の不足分でございます。次に就学・就園助成事業 145 万 7 千円につきましては、従来、4 月に入学・入園等の補助金を助成しておりましたが、時期的に間に合わないということで、助成時期を 3

月にしたためでございます。次にスポーツ・文化活動等助成事業 65 万円は、各スポーツ大会の全国大会及び四国大会の出場者に対する補助金でございます。

次に 38 ページをお開きください。10 款 2 項 1 目、小学校管理費のきめ細やかな交付金事業 241 万 5 千円につきましては、豊島小学校給水タンク取替工事を施工するもので、財源につきましては、全額国費でございます。

次に 2 目、教育振興費の教育振興事業 2 万 8 千円につきましては、要保護・準要保護児童の途中認定による増額でございます。

次に 3 項 1 目、中学校管理費の中学校施設管理業務 60 万円につきましては、けが等の治療が長引いている生徒に対する災害共済給付金でございます。

次に 4 項 1 目、幼稚園費のきめ細やかな交付金事業 168 万円につきましては、大部幼稚園屋根改修工事を予定しているもので、財源につきましては、全額国費でございます。

次に 40 ページ、5 項 1 目、社会教育総務費の職員給与費 143 万 8 千円につきましては、嘱託職員の退職手当でございます。

次に 3 目、少年育成センター費の少年育成センター事業 30 万 1 千円の減額につきましては、広域行政事務組合負担金が確定したための減額補正でございます。

続きまして、4 目、図書館費の住民生活に光をそそぐ交付金事業 2,050 万円につきましては、図書、DVD、コピー機等を購入するものでございます。財源につきましては、全額国費でございます。

続きまして 8 目、放課後子ども教室費の放課後子ども教室事業 537 万円の減額につきましては、当初は、補助基準どおりで実施をしておりましたが、アドバイザー等の都合等による欠席等があったため、精算により減額補正するものでございます。

次に、6 項 2 目、中央学校給食センター費の中央学校給食事業 487 万 9 千円の減額につきましては、決算見込みによるもので、歳入についても減額しております。

次に 4 目、体育施設費の体育施設維持管理事業 60 万円につきましては、高見山グラウンドのライト側の防球ネットが破れているため、その修繕費でございます。次にきめ細やかな交付金事業 900 万円につきましては、高見山冒険の森遊具修繕工事を予定するものでございます。財源につきましては、全額国費でございます。

次に 42 ページ、12 款 1 項 1 目元金及び 2 目利子の減額補正につきましては、平成 22 年度の償還金に整合させたためでございます。

次に、歳入でございますが、それぞれの歳出部分で説明できていない部分に

つきまして、説明させていただきます。

14 ページにお戻りください。

町税でございますが、法人税の法人税割につきましては、かどや製油の確定申告増の影響によりまして 3,469 万 2 千円の増額となっております。次に固定資産税につきましては、償却資産の決算見込みにより 130 万円の減額しております。たばこ税につきましては、値上げ及び実績見込みにより 200 万円の増額としております。

次に 44 ページをお願いします。給与費明細をつけており、45 ページでは地方債の経緯と現在高を表しております。

以上で一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして 47 ページをお開きください。

議案第 2 号、平成 22 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号であります。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,747 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 954 万 5 千円とするものでございます。

第 2 項といたしまして、補正後の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

内容につきまして、60 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費の一般管理事業 34 万 9 千円につきましては、国の制度改正に伴う周知等に係る経費で、全額国費でございます。2 目、連合会負担金 80 万 9 千円の減額につきましては、国保連合会負担金の精算によるものでございます。

2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費事業につきましては、精算見込みによる 7,779 万 8 千円の増額補正でございます。

次に 62 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目、後期高齢者支援金から 7 款 1 項 2 目、保険財政共同安定化事業拠出金までにつきましては、精算見込みによるものでございます。

次に 64 ページをお開きください。

8 款 1 項 1 目、特定健康診査等事業につきましては、受診者の実績見込みによる 513 万 8 千円の減額補正でございます。

2 項 1 目、保健衛生普及事業につきましては、病院事業会計への医療機器購入に伴う繰出金 296 万 5 千円を計上しております。

次に 66 ページをお開きください。

11 款 1 項 1 目返還金事業につきましては、前年度の精算による返還金 119 万円を計上しております。

次に 56 ページにお戻りください。

歳入でございますが、国民健康保険税の現年度分につきましては、決算見込みによる減額補正となっておりますが、調整交付金の交付基準であります、収納率 91%は、確保しなければならないと考えております。

続きまして、69 ページをお開きください。

議案第 3 号、平成 22 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算第 1 号であります。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 66 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 980 万 2 千円とするものでございます。

第 2 項といたしまして、補正後の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

補正の内容につきましては、78 ページをお開きください。

1 款 1 項 2 目、財産管理事業 66 万 1 千円につきましては、間伐材売却に伴う運搬料でございます。歳入につきましては、間伐材の売払収入 136 万 9 千円を計上しております。

続きまして、81 ページをお開きください。

議案第 4 号、平成 22 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号であります。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,739 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 379 万 1 千円とするものでございます。

第 2 項といたしまして、補正後の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

補正の内容につきましては、92 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理事業 29 万 5 千円につきましては、小豆広域行政事務組合負担金の確定による 29 万 5 千円の増額、及び福祉サービス事業会計の補正予算の減額に伴い繰出金 54 万円を減額するものでございます。

次に 2 款 1 項 1 目、居宅介護サービス給付費から 9 目、居宅介護サービス計画給付費までにつきましては、実績見込みによるものでございます。

次に 94 ページをお開きください。

2 款 2 項 1 目、介護予防サービス給付費から 7 目、介護予防サービス計画給付費までにつきましては、実績見込みによるものでございます。

次に 6 項 1 目、特定入所者介護サービス費も実績見込みによるものでございます。

続きまして、97 ページをお開きください。

議案第 5 号、平成 22 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算第 3 号で

あります。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 465 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,572 万円とするものでございます。

第 2 項といたしまして、補正後の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

補正内容につきましては、106 ページをお開きください。

2 款 3 項 1 目、訪問介護サービス事業費の職員給与費は、嘱託職員の退職手当でございます。

続きまして、109 ページをお開きください。

議案第 6 号、平成 22 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 1 号であります。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 453 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 4,006 万 6 千円とするものでございます。

第 2 項といたしまして、補正後の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

補正内容につきましては、118 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目、後期高齢者健康診査等事業 453 万 4 千円の減額補正につきましては、香川県広域連合会の精算によるものでございます。

続きまして、121 ページをお開きください。

議案第 7 号、平成 22 年度土庄町病院事業会計補正予算第 2 号であります。

第 2 条予算の収益的収入及び支出の収入 174 万円につきましては、医業外収益で病児・病後児保育事業の補助金 140 万円と国保事業実施に伴う補助金 34 万円を計上しております。

支出につきましては、医業外費用で雑損失 625 万 7 千円を計上しておりますが、これにつきましては、へき地巡回診療事業が確定したための返還金でございます。

第 3 条予算の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入として、医療機器購入に伴う国民健康保険事業特別会計からの補助金 262 万 5 千円を計上しております。

以上で特別会計、企業会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、条例関係議案につきましてご説明いたします。

議案書の 127 ページをお開きください。

議案第 20 号、土庄町辺地に係る総合整備計画についてであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上特例措置等に関する法律第

3条の規定に基づきまして、2事業の総合整備計画を定めたく、議会の議決を求めるものでございます。

まず、大部公民館建設事業でございますが、辺地の概況につきましては、事業費が1億3,400万円で、大部地区、小部地区、田井地区、琴塚地区の4地区を指定するものでございます。

次に馬越空地見目線改良事業でございますが、平成18年度から5年間の総合整備計画が平成22年度で整備計画期間が切れますので、新たに総合整備計画を策定するもので、辺地の概況につきましては、事業費が2,300万円で、見目地区、屋形崎地区、馬越地区の3地区を指定するものでございます。

続きまして、135ページをお開きください。

議案第21号、土庄町行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正につきましては、町の保有する滞納債権につきまして、債権者として行うべき債権の保全、取立、処分及び消滅等に関する事務を総括的に管理する目的で、税務課に債権管理室を設けるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、137ページをお開きください。

議案第22号、土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例であります。

町長の給料月額につきましては、附則第6項による減額措置が平成23年3月末で効力を失うことに伴いまして、引き続き、平成23年度も3万9千円の自主減額を行い、72万6千円とするため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、139ページをお開きください。

議案第23号、土庄町福祉バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正につきましては、豊島地区の福祉バスの運行が廃止になるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、141ページをお開きください。

議案第24号、土庄町乳幼児に対する医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正につきましては、香川県において、乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱が改正されまして、助成対象乳幼児を小学校就学前までに拡大させることに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、143ページをお開きください。

議案第25号、土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

今回の一部改正につきましては、健康保険法の施行令の改正によりまして、平成 21 年 10 月から暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額が恒久化されることに伴いまして、35 万円を 39 万円に本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、145 ページをお開きください。

議案第 26 号、土庄町漁港管理条例の一部を改正する条例であります。

今回の一部改正につきましては、他の使用料条例との整合性を図るため、1 件の占用料の額を 100 円に満たないものは、100 円とし、占用料の合計額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする占用料徴収の方法を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、147 ページをお開きください。

議案第 27 号、土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例であります。

この一部改正につきましても、議案第 26 号と同様に、他の使用料条例との整合性を図るため、1 件の占用料の額を 100 円に満たないものは、100 円とし、占用料の合計額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする占用料徴収の方法を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、149 ページをお開きください。

議案第 28 号、土庄町自家用自動車有償運送に関する条例であります。

昨年 11 月から豊島シャトルバスの運行を、引き続き 4 月 1 日から有償で路線バスを実証運行するため、地方自治法第 244 条第 1 項の規定により、この条例を制定するものでございます。

続きまして、153 ページをお開きください。

議案第 29 号、土庄町電動レンタサイクル施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例であります。

平成 22 年度から豊島地区で運営しております電動レンタサイクル使用料を基金に積み立て、電動レンタサイクル施設の充実と計画的な運用を図るため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、155 ページをお開きください。

議案第 30 号、土庄町道路線の認定についてであります。

今回の町道路線の認定につきましては、県道が町道に移管されたことや道路改良整備の完了に伴いまして、6 路線を町道認定して、道路台帳を整備しようとするものでございます。

続きまして、157 ページをお開きください。

議案第 31 号、土庄町道路線の廃止についてであります。

議案第 30 号と関連しておりますが、町道路線には起点、終点を定めておりま

すが、このどちらかが変更になりますと路線を廃止しなくてはならないため、起終点の変更のありました 3 路線を廃止して、道路台帳を整備しようとするものでございます。

続きまして、159 ページをお開きください。

議案第 32 号、工事請負契約の変更についてであります。

別冊の審議資料を配布しておりますので、参考にしてください。

土庄港港整備交付金事業緑地建設工事請負契約を次のとおり変更するものでございます。

この請負契約の変更につきましては、160 ページの提案理由にございますように基礎捨石 389m<sup>3</sup> 及び被覆石撤去 220m<sup>3</sup> の増工でございまして、当初請負契約金額、消費税を含めた金額 8,379 万円に、今回 199 万 5 千円を増額し、変更請負金額、消費税を含めまして、8,578 万 5 千円をもって、香川県小豆郡土庄町上庄 641 番地 1、株式会社トミウン、代表取締役丹生兼宏と変更契約をしようとするものでございます。

以上で、各補正予算案、条例案等の説明を終わらせていただきます。

引き続き、平成 23 年度各会計当初予算議案のご説明をさせていただきます。

別冊の平成 23 年度一般・特別会計当初予算書と当初予算額調、及び当初予算説明書に基づき、ご説明させていただきます。

内容の詳細につきましては、委員会付託を予定しておりますので、簡単に説明させていただきます。

薄い予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 8 号、平成 23 年度土庄町一般会計予算であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 65 億 8,000 万円と定めております。これは、対前年度比 0.7%、4,800 万円の減額となっております。

第 2 項といたしまして、その款項区分ごとの金額は、2 ページから 6 ページの第 1 表歳入歳出予算によります。

第 2 条、地方債でございしますが、7 ページの第 2 表地方債にありますように、本年度予定しております主要事業 25 件の起債限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を定めております。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高額を、7 億円と定めております。

第 4 条は、歳出予算の流用について、歳出予算のうち、人件費の同一款内での流用を定めたものであります。

歳入歳出予算のうち、主なものにつきましては、お手元の資料の予算額調でご説明させていただきます。

予算額調の2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款、町税につきましては、昨年度より120万1千円減額の15億2,886万3千円となっております。主なものでは、個人町民税が、昨年度より1,646万5千円の減額、法人町民税が2,278万6千円の増額、固定資産税が377万5千円の減額、町たばこ税が97万1千円の減額となっております。全体で0.08%の増額となっております。

次に地方譲与税につきましては、昨年度と同額となっております。

次に、3款、利子割交付金が11.4%、80万円の増額、それから6款、地方消費税交付金が11.8%、1,660万円の増額となっております。

次に7款、自動車取得税交付金が20.9%、480万円の減額となっております。景気後退の影響が大きく、国税の減収が響いているようでございます。

次の9款、地方交付税でございますが、国の地方財政計画では、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため及び地域活性化・雇用等臨時特例加算などで、昨年度より総額で2.8%、5,000億円増額の17兆4,000億円となっております。土庄町では約6,000万円の増額を見込んでおります。

それから、13款、国庫支出金につきましては、刈崎都市下水路、土庄港環境整備及び小海浜住宅建替え事業等の事業費の減少により11.9%、7,459万7千円の減額、14款、県支出金につきましては、昨年の参議院議員選挙等の選挙関係、地籍調査事業及び小海浜住宅建替え事業の事業量の減少により13.9%、7,038万4千円の減額となっております。15款、財産収入も1,502万1千円の減額となっております。

次に20款、町債につきましては、公共事業の関係から1.3%、810万円の増額となっており、国庫支出金と同様に土木債が大きく影響しております。なお、臨時財政対策債は、10.6%減少しており、歳入の各項目におきまして、減額が見込まれ、調整後の歳入総額を65億8,000万円としております。

次に3ページをお開きください。

歳出でございますが、大きく減少しました款は、土木費で2億6,618万3千円の減少となっております。これは、地域活力基盤創造交付金事業、吉ヶ浦4号線の事業が終了、刈崎都市下水路事業及び小海浜住宅建替え事業の事業費の減少したことによるものでございます。また、総務費におきましても、離島航路運航維持費補助金、地籍調査事業等の減少によりまして、9,607万6千円の減額となっております。

逆に、大きく増加しました款は、教育費で2億5,537万4千円の増額となっております。その要因につきましては、小学校建設事業に伴う基本設計委託料等、旧大鐸小学校校舎改修事業、それから大部公民館建設事業等によるもので

ございます。また、福祉関係におきまして、3,165万4千円、議会費で3,034万8千円の増額となっております。

歳出総額は、厳しい財政状況のなか、昨年度より4,800万円の減少となっております。減額予算とさせていただきます。

次に3ページをお開きください。歳出の主なものにつきまして、区分ごとにご説明いたします。

1款、議会費につきましては、議員の地方議会議員年金制度の廃止に伴いまして、共済費の増額により、3,034万8千円の増額となっております。

2款、総務費につきましては、退職手当負担率の関係から人件費総額が増額しているものの、離島航路補助金の減額、地籍調査事業の事業費の減額、選挙費で、昨年度は参議院議員選挙、香川県知事選挙費を計上していた関係などによりまして、9.9%、9,607万6千円の減額となっております。

3款、民生費につきましては、3,165万4千円の増額となっております。主な増額要因は、子ども手当支給事業、障害者自立支援臨時特例交付金事業及び各特別会計への繰出金等で1.8%の増額となっております。

4款、衛生費につきましては、子宮頸がん等ワクチン接種促進助成事業や病院への繰り出し金等は、増額となっておりますが、小江埋立地嵩上げ工事、環境衛生組合負担金及び人件費等の減額によりまして、620万8千円の減額となっております。

5款、労働費は、若干の減額予算となっております。

6款、農林水産業費につきましては、382万6千円の増額となっておりますが、主なものは、県営土地改良事業負担金、高見山生活環境保全林維持管理費等の増額によるものでございます。

7款、商工費につきましては、レンタサイクル運営費、瀬戸内国際こども映画祭等が増額となっているものの、昨年度は、瀬戸内国際芸術祭、小豆島石のシンポジウム、コミュニティサイクル導入事業の予算計上をしていた関係で、1,348万5千円の減額となっております。

次に8款、土木費につきましては、冒頭に申し上げましたように、地域活力基盤創造交付金事業の吉ヶ浦4号線の事業が終了、湊崎都市下水路事業及び小海浜住宅建替え事業の事業費の減少に伴い、2億6,618万3千円の減額となっております。

9款、消防費につきましては、今年度は、防災ヘリポート整備事業及びハザードマップ作成のため、1,038万8千円の増額となっております。

10款、教育費の2億5,537万4千円の大幅な増額につきましては、小学校建設事業基本設計等委託料、豊島中学校屋内運動場耐震診断委託料、旧大鐸小学

校校舎改修事業及び大部公民館建設事業によるものでございます。

以上で平成 23 年度一般会計予算のご説明を終わります。

続きまして、予算書の 9 ページにお戻りください。

議案第 9 号、平成 23 年度土庄町簡易水道事業特別会計予算であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,538 万 1 千円と定めております。対前年度比は、3.8%、93 万 2 千円の増額となっております。

第 2 項といたしまして、款項区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によります。

第 2 条は、一時借入金の借入最高額を 2,000 万円としております。

第 3 条で歳出予算の人件費の同一款内での流用を定めております。

予算の内容につきましては、職員給与費が若干伸び、業務費では、原水浄水施設等改善事業を減額し 100 万円としております。

次に、予算書の 13 ページをお開きください。

議案第 10 号、平成 23 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算であります。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18 億 9,687 万 4 千円と定めております。対前年度比は、4.3%、7,861 万 4 千円の増額となっております。

第 2 項といたしまして、区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によります。

第 2 条は、一時借入金の借入最高額を 2 億円と定めております。

第 3 条は、歳出予算の人件費の同一款内での流用を定めております。

予算の内容につきましては、保険給付費では、実績により一般被保険者医療給付費が増加し、退職被保険者療養給付費は、減少しております。

次に 17 ページをお開きください。

議案第 11 号、平成 23 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算であります。

第 1 条、歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,848 万 9 千円と定めております。対前年度比は、29.9%、7,175 万 8 千円の減少となっております。

第 2 項といたしまして、区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によります。

第 2 条は、一時借入金の借入最高額を 1 億 4,000 万円と定めております。

予算の内容につきましては、総務費では、町営駐車場案内看板設置工事等により増額となっており、前年度繰上充用金では、減額となっております。

次に 21 ページをお開きください。

議案第 12 号、平成 23 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,557 万 8 千円と定めおります。第 2 項といたしまして、款項区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によります。

第2条は、一時借入金の借入最高額を9,500万円と定めております。

予算の内容は、総務費では、昨年度の公有財産購入費分がないため、減額となっておりますが、前年度繰上充用金で増加となっております。

次に25ページをお開きください。

議案第13号、平成23年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,031万8千円と定めております。対前年度比は、12.9%、117万7千円の増額となっております。第2項といたしまして、区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

第2条は、一時借入金の最高額を300万円と定めております。

事業の内容は、間伐材の売却等の経費が増額となっております。

次に29ページをお開きください。

議案第14号、平成23年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,322万7千円と定めております。2項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

第2条は、一時借入金の最高額を500万円と定めております。

予算規模は、ほぼ前年度並みで1.7%、38万2千円の増額予算となっております。

次に予算書の33ページをお開きください。

議案第15号、平成23年度土庄町介護保険事業特別会計予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,443万4千円と定めております。対前年度比は、3.3%、4,609万4千円の増額となっております。2項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

第2条は、一時借入金の借入最高額を2億円と定めております。

第3条は、歳出予算の人件費にかかる同一款内での流用を定めたものでございます。

事業の内容につきましては、保険給付費の各介護サービス給付費が増額となっておりますが、各介護予防サービス給付費は、逆に減額となっております。

次に予算書の37ページをお開きください。

議案第16号、平成23年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算であります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,037万6千円と定めております。対前年度比は、1.3%、144万1千円の減額となっております。第2項といたしまして、款項区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

第2条は、一時借入金の最高額を2,000万円と定めております。

第3条は、歳出予算のうち、人件費にかかる部分の同一款内での流用を定めたものでございます。

住民のニーズに応じた介護予防や介護支援を行い、引き続き、質の高い訪問介護サービスや訪問入浴サービスを行います。予算規模は、昨年度並みとなっております。

次に 41 ページをお開きください。

議案第 17 号、平成 23 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

第 1 条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 3,982 万 3 千円と定めております。対前年度比は、2%、477 万 7 千円の減額となっております。第 2 項の区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によります。

第 2 条は、一時借入金の借入最高額を 3,000 万円と定めております。

予算規模は、昨年度と同様に減額予算となっております。

次に、別冊の水道事業会計当初予算書についてご説明いたします。

1 ページ、議案第 18 号、平成 23 年度土庄町水道事業会計予算であります。

予算規模は、対前年度比 24.3%、1 億 1,234 万 1 千円の増額予算となっております。

第 1 条、平成 23 年度水道事業会計は、次に定めるところによります。

第 2 条で業務予定量を挙げております。

第 3 条、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益が、4 億 3,328 万 7 千円で、昨年度より 0.1%、59 万 9 千円の増額となっており、水道事業費用につきましては、3 億 7,404 万 5 千円で、昨年度より 8.1%、3,046 万 9 千円の減額となっております。

2 ページの第 4 条、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が 1 億 6,288 万 7 千円で、昨年度より 1 億 5,989 万 1 千円の増額となっており、資本的支出につきましては、2 億 9,895 万 2 千円で、昨年度より 91.0%、1 億 4,246 万円の増額となっております。

当年度は、2 億 1,150 万円を投じて設備改良を予定しております。

第 5 条につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第 6 条で、一時借入金の限度額を 1 億円と定め、第 7 条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。

第 8 条につきましては、支出予算の職員給与費にかかる流用を定めるもので、第 9 条では、一般会計からの補助金は 336 万 6 千円としております。

第 10 条では、たな卸資産の購入限度額を、2,000 万円と定めております。

次に、別冊の病院事業会計当初予算書をお願いします。

1 ページ、議案第 19 号、平成 23 年度土庄町病院事業会計予算であります。

予算規模は、対前年度比で 1.3%、2,528 万 8 千円の減額予算となっております。

第 1 条、平成 23 年度病院事業会計予算は、次に定めるところによります。

第 2 条で業務の予定量を挙げております。

第 3 条収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益が 18 億 3,075 万 7 千円で、昨年度より 7.3%、1 億 2,455 万 2 千円の増額となっており、病院事業費用につきましては、19 億 1,425 万円で、1.7%、3,290 万 6 千円の減額となっております。

2 ページの第 4 条の資本的収入および支出につきましては、資本的収入が 4,017 万円で、昨年度より 2.2%、84 万 7 千円の増額となっており、資本的支出につきましては、8,071 万 3 千円で、昨年度より 1.4%、111 万円の増額となっております。

当年度も 4,200 万円の医療器械等の購入を予定しております。

第 5 条で、一時借入金の限度額を、1 億円と定めております。

第 6 条は、支出予算の人件費にかかる流用を定めたものであり、第 7 条では、たな卸資産の購入限度額を、3 億円と定めております。

以上で各議案の提案説明を終わらせていただきます。

○議長（太田和博君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

同意第 1 号は、人事案件でございますので、私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。議案書の 161 ページをお開きください。

同意第 1 号、土庄町教育委員会委員の任命についてでございます。

現委員の河原陽文氏が、平成 23 年 4 月 1 日をもって任期満了となりますので、引き続き、香川県小豆郡土庄町甲 883 番地の同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。なお、本人の略歴等は、省略させていただきます。

○議長（太田和博君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

## 提案理由に対する質疑（同意第 1 号）

○議長（太田和博君）

ただ今、説明のありました同意第 1 号、土庄町教育委員会委員の任命について質疑を行います。質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（太田和博君）

ないようでございますので、同意第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 採決（同意第 1 号）

○議長（太田和博君）

お諮りいたします。

同意第 1 号、土庄町教育委員会委員の任命についての討論は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（太田和博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（太田和博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 1 号、土庄町教育委員会委員の任命について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（太田和博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

## 散 会

○議長（太田和博君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散 会 午前 11 時 47 分